

平成18年4月15日発行

## 農林水産政策情報センター

### トピックス

#### 農林水産省 政策評価基本計画・実施計画

農林水産省は、平成18年度から22年度までの5年間とする政策評価基本計画を策定しました。基本計画では、実績評価、総合評価、公共事業・研究開発の事業評価によって評価を実施するとしています。

平成18年度の実施計画においては、実績評価では、従来の59政策分野を16政策分野に整理し、食の安全及び消費者の信頼の確保、国産農畜産物の競争力の強化、都市との共生・対流等による農村の振興などについて、また総合評価では、「森林整備目標の進捗状況の検証」(林野庁)と「資源管理の進捗状況の検証」(水産庁)を実施するとしています。

[http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060329press\\_4b.pdf](http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060329press_4b.pdf)

[http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060329press\\_4c.pdf](http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20060329press_4c.pdf)

#### 総務省 政策評価の点検結果

総務省は、「政策評価の点検結果 - 評価の実効性に向けて -」を取りまとめ、公表しました。

実績評価方式による評価では、具体的な達成状況が数値化等により特定されている割合は55%で、横ばいになっています。しかし、農林水産省と国土交通省については100%数値化されています。

事業評価方式による評価では、12府省計430件が実施され、そのうち、事前評価は、12府省計329件、事後評価は6府省計101件となっています。また、430件のうち274件は、18年度予算等概算要求に関する評価であったとされています。

総合評価方式による評価が行われ、総務大臣に送付のあったのは、10府省計91件で、そのうち、特定テーマを設定している評価は9府省29件であったとしています。農林水産省の「土地改良事業の効果(ほ場整備事業)」が参考となる調査・分析手法とされています。

<http://www.soumu.go.jp/hyouka/index.htm>

#### 福井県 政策合意達成状況

福井県では、平成17年4月に知事と各部局長との間で締結した17年度の「政策合意」の達成状況を公表しました。重点項目と個別項目を合わせた合意項目348のうち、新幹線の整備促進、ブランド化等の長期的に取り組むべき事項を除いた296項目の達成状況は、「目標を上回って達成した項目」28(10%)、「目標を達成した項目」243(82%)、目標を一部達成しなかった項目16(5%)、「目標を達成しなかった項目」9(3%)となっています。

農林水産部では、目標を上回って達成したものとしては、「認定農業者数」、「地場産学校給食実施校」、「地域農業支援員が指導する農業者数」、「(稲)直播栽培面積」、「鳥獣による農産物被害面積」、「農家民宿にに取り組む農家数」、「越前がに資源の17年度増加量40トン」となっています。反対に、目標を一部達成しなかったのは、「若狭西街道 おおい町尾内～小浜市鯉川間(2.1km)の完成、ほか1カ所」となっています。  
<http://info.pref.fukui.jp/seiki/goui/seisakutassei17.html>

#### 長崎県 政策評価結果の予算への反映状況

長崎県では、17年度継続事業の途中評価結果の18年度当初予算等への反映状況を公表しました。1,279件うち、廃止、拡充、改善、縮小の見直しを行うことにした事業は310で、評価結果を反映できたのは263事業(85%)、一部反映できたのは18事業(6%)、反映できなかったのは29事業(9%)になっています。

農林部関係では、「廃止」と評価されたのは、「養豚振興対策事業」ですが、「拡充」と評価されたのは、「新有害鳥獣被害防止対策事業」、「土壌機能増進対策」、「中山間ふるさと活性化基金」、「分収林整備高度化事業」となっています。

<http://www.pref.nagasaki.jp/sehyo/h17/detail/reflect.html>

## 平成 18,19 年度の事業計画

農林水産政策情報センターでは、日本中央競馬会及び全国競馬・畜産振興会からの支援を受けて、「政策評価を始めとする農林水産行政の今日的課題の調査研究」に取り組んでいる。

平成 18, 19 年度においては、新たに「畜産分野における新たな政策推進手法の調査研究」を実施することとし、具体的には、以下のようなテーマについて調査研究を行いたいと考えている。

### 1. 事業の目的

現在わが国においては、高齢化の進展、農家戸数の減少、さらには消費者の畜産を始めとする農林水産業に対する関心度の低下等により、農林畜水産業の生産の場の維持が困難になっている。また、広域合併の進展により、農林畜水産行政に携わる市町村職員の知見等の低下が懸念される状況にある。

このため、行政への住民参加や農林畜水産業への住民に対する理解の醸成に熱心に取り組んでいる欧米諸国の事例を畜産分野を中心に調査研究し、わが国への応用を図るとともに、評価の結果を適切に農林畜水産行政に反映するための政策評価手法の調査研究を行い、もってわが国農林畜水産業の振興に資するものとする。

### 2. 事業の内容

#### (1) 官民連携の強化による畜産行政の推進手法に関する調査研究

##### ア 畜産分野における官民パートナーシップの構築に関する調査研究

行政改革の1つの柱である「小さな政府」は、民営化、すなわち公的部門が担当していた業務をまるごと民間に委譲することを意味していたが、世界的には、公的業務を、「官」と「民」で役割分担し、パートナーシップを構築して遂行にあたるという方向になりつつある。

このため、既にこうしたシステムを取り入れているオーストラリア等の先進諸国を調査し、わが国への応用の是非等について必要な研究を行う。

##### イ 畜産分野におけるパブリックインボルブメント手法の開発に関する調査研究

今後の公共政策や事業の推進にあたっては、企画立案段階から住民の参加を求め、計画当初から情報を共有し、合意形成を図っていく「パブリックインボルブメント」手法の導入が必要である。

先進諸国の畜産対策等には、この手法の成功事例が多く見られるので、カナダ等を中心に調査し、わが国に適用し得る手法の研究を行う。

#### (2) 持続的な畜産業の推進体制に関する調査研究

##### ア 市町村の畜産業等の推進体系に関する調査研究

近年の市町村合併により、市町村職員の業務は、相対的に人口の多い都市部の住民に関するものにシフトし、適切な時期、適切な方法による対応が求められる農林畜水産分野の担当職員数は減少、ないし経験年数の浅い職員となってきている。

このため、条件不利地において国や市町村の担当職員の適切な対応のもと、農畜産業の振興が図られているフランス等において調査を行い、わが国への応用等の是非について必要な研究を行う。

##### イ 畜産分野を中心とした農村地域に対する理解醸成手法に関する調査研究

わが国では、現在、非農家住民の農林畜水産業に対する理解や関心の低下が懸念され、また過疎化の進行に伴い今後農林畜水産業の展開候補地として期待されている農山漁村の維持が危ぶまれる状況にある。

ヨーロッパの国々の農山村地域では、酪農業中心の農林水産業の役割等について非農家住民が理解し、支援活動も活発に行っているが、その背景には、国や州政府等が農林畜水産業や生産者への理解を深めるための活動を活発に行っていることがある。

このため、ドイツ等を中心に調査し、わが国への応用の是非等に関して必要な研究を行う。

#### (3) 政策評価の的確な実施による新たな行政の展開に関する調査研究

##### ア 政策サイクルを重視した評価手法の開発等に関する調査研究

その効果を常に見極めながら政策等を展開していくためには、政策等の企画立案の際、事前、中間、事後のそれぞれの段階に評価を組み入れ、評価の実施と一体化した形で政策等を構築する手法の開発が必要である。

英国においては、こうした評価手法の開発に前向きに取り組んでいるので、「動物の衛生及び愛護戦略」を中心に調査し、わが国への応用等の是非について必要な研究を行う。

##### イ 実績評価と総合評価の連携に関する調査研究

わが国の政策評価は実績評価を中心に行われているが、実績評価を実施した結果達成度が低かった場合でも、その要因を総合的に分析(総合評価)して政策等の改善に役立てる、という体系にはなっておらず、実績評価をした結果が政策等の改善に十分反映されているとは言えない。

このため、米国等において、実績評価と総合評価の連携手法や実施状況、およびその評価結果の政策等への反映状況を調査し、わが国への応用等の是非について必要な研究を行う。

## カナダの行財政改革手法（上）

カナダの行財政制度は、我が国と基本的に異なる点が多いが、行財政改革に当たって学ぶべき点も多いと考えるので、2回にわたり紹介する。

### 1. 概説

- (1) カナダにおける予算制度は、議会では単年度予算として議決し、政府への支出権限付与を行っているが、政府内部では複数年予算として編成し、向こう3年間に及ぶプログラムに関する支出計画を、計画及び優先事項に関する報告（Reports on Plans and Priorities ;RPP）にまとめ、予算の付属資料として議会に提出している。
- (2) このプログラムの説明や管理のため、管理、諸資源及び成果の構造政策（MRRS）が2005年4月に施行されている。これは、各省において実施されるプログラムが、戦略的アウトカム、マニフェストにどのように結びついているかを、国民や議会に説明するための手段である。
- (3) さらに、各省の管理運営をうまくやっているかどうかを、次官が大臣、内閣、議会等に説明するための手段として、2003年に管理説明責任の枠組（MAF）が施行された。

### 2. 予算制度

カナダの予算制度は、かなり複雑であるが、以下に単純化して述べる。

#### (1) 会計年度及び予算案

会計年度は、4～3月であり、毎年度議会に予算案が提出される。議会に提出される予算案は、the Budget（予算）とthe Estimate（歳出見積）があり、2つは別のもので、前者は財務省が、後者は財務委員会が担当する。

予算と呼ばれるものは、政府のマクロベースの包括的財政枠組を示し、経済環境と関連付けて歳入・歳出・財政余剰等の全体的水準を論ずるものであり、我が国の予算書とは性格が異なる。政府の文書であり、議会の議決対象ではない。

歳出見積と呼ばれるものは、政府歳出の詳細を示したもので、我が国の予算書に相当する。本予算に当たるのが主要見積（Main Estimates）であり、補正予算に当たるのが補足見積（Supplementary Estimates）である。

#### (2) 議会による支出権限付与

毎年の議会の議決がなければ支出できない予算は、プログラム及び各省の運営コストに関連する予算に限られ、全予算の約3分の1に過ぎない。残りの3分の2は、既定費（statutory）であり、通常、

制度的な経費であって、予算関連法が直接支出権限を政府に与えており、予算額は法律に基づいて算出される。

これら全てが、議会の議決にかけられ、予算案が可決されると、プログラム等ごとの予算額が確定し、それは当該年度における支出とされ、流用や繰越は原則としてできなくなる。

#### (3) 予算関係の日程

夏季に内閣において内部検討があり、財務大臣は、経済・財政状況の概観等についての情報を内閣へ提供し、内閣は予算政策の基本方針・主題を設定する。各省は、この基本方針に沿った新規要求を準備し、政府の内閣委員会に提出する。内閣委員会は、各省の新規施策の提案を審議し、優先順位を決定する。

秋には、事前予算プロセスとして、議会の公聴会が開始され、財務大臣が出席し、経済状況の見通しや政府の予算政策・目標を説明する。また、財務省は、経済財政見通し（Economic and Fiscal Update）を発表する。

首相及び財務大臣は、公聴会の報告書（12月初めに提出される）、財務委員会事務局（TBS）からの情報等を参考に各省から提案された政策に対する予算配分について決定する。

2月に予算（Budget）が作成され、議会に送付される。続いて、予算に沿った制度改正のための法案が議会に提出される。

その後3月1日までに歳出見積が議会に提出される。3月には、計画及び優先事項に関する計画（RPP）が議会に提出され、各委員会でのレビューが行われる。

議会においては、減額修正のみ可能であり、また、予算案の修正や否決は、英国式議院内閣制をとっているカナダにおいては、政権そのものの不信任とみなされるため、ほとんどの場合、政府案が修正されることはない。

#### (4) RPPとDPR

RPPは、各省が予算により達成することを期待しているプログラムの成果の約束に関する向こう3年間にわたる計画であり、関係の委員会にレビューのために付託される。その趣旨は、前年の秋に事前予算プロセスのために9月に議会に提出される、省の実績報告（Departmental Performance Reports ;DPR）とともに、議員や委員会がプログラムに関する指示、助言を行う機会を与えることにあるが、そのような指示等は最初に想定していたほどではないとのことである。いずれにせよ、これは議決の対象ではない。

（次回は、管理、諸資源及び成果の構造政策と管理説明責任の枠組について説明する。）（永山）

## 出張報告

## 佐賀県における政策評価

以下の記述は、18年2月に当センター永山が、佐賀県庁を訪問し、担当者から聞き取ったものを基にしている。

## 1. 政策評価制度

政策体系を、政策(県が目指す方向・施策の目的)、施策(政策を進めるための手段・事業の目的)、事業(施策を進めるための手段)の3段階に分け、施策評価、組織目標評価、事業評価を行っている。

予算を本部ごとの枠配分としたので、知事の影響が無くなることを防ぐため各本部長に、実行宣言をさせるとともに事業の事前評価を行って、職員の意識を働かせるようにしたものである。

実行宣言とは、各本部ごとに組織目標を基に本部戦略を作り、知事の意向を受け、それを各本部のミッションとして、本部長が4月に発表するものである。

## 2. 施策評価

施策評価は、全施策について事業を一覧表の形式で整理し、施策ごとに成果指標(目標)を明らかにして、その目標の達成状況を検証するものであり、前年度の目標の達成状況、現年度の目標の見込み等の検証をその内容とし、各本部がその責任において作成する。これは次に述べる組織目標評価に添付される。

全ての施策を評価すべく、施策ごとに原則一つの成果指標とし、関係事業を一覧表に整理して貢献度を検証するなどにより、簡易な評価を行うことを目標にしている。

## 3. 組織目標評価

組織目標評価は、各課の重点施策として何を掲げ、その目標をどのように設定しているのかを明らかにするものであり、各課ごとに最も重要と考えられる施策1,2本を組織目標としこれを評価する。

その目標については、成果指標を設定し、実績評価

を行う。目標が達成されていない場合にはその理由と事業の改善を示し、今年度の実績見込みを検証する。

その上で、第3者委員会による評価を受け、施策評価とともに公表される。

## 4. 事業評価

新規事業は、原則全て事前に事業評価を受けなければならない。継続事業も1千万円以上で10年経過したものなど重要なものは事業評価を受けなければならない。

事業は、各本部が予算枠の範囲内で決められるが、事業評価の結果を各本部と統括本部で議論し、議論の結果を4役に説明する。4役の納得が得られれば事業の実施ができることとなる。したがって、各本部で全く自由に事業が仕組めて、実施できるというわけではない。

## 5. 評価を次の施策に活かす工夫

組織目標評価においては、たとえば、17年度の評価は、16年度実施事業の実績評価として、17年の6月頃に行われるところ、17年度の事業は、予算が執行されてもう始まっているという状態なので、16年度の実績評価は、17年度の施策の仕組みや実施には反映されないという年度のギャップができることとなる。このギャップを埋めるため「17年度における目標達成のための工夫」を記入することとなっている。これは、17年度が始まって2か月くらいで予算要求時の施策の軌道修正をすることになる。

## 6. 評価の課題

評価をホームページに載せているが、県民が興味を持たなくなっている。これを県民に対して興味を持たせるようにすることが課題であり、アカウンタピリティの観点からも広報に載せている。

評価に今以上に手間をかけることは、意味がないと考える。評価の骨格をいじることは考えていない。

(永山)

## 編集後記

新年度から新しい調査研究テーマに取り組みます。よろしくお願ひします。先日、WBCの韓国戦に先立ち、イチロー選手が代表選手達の決起集会を催したLos Angelesの店のオーナーとお話する機会がありました。

刻々と目の色が変わっていく選手達、そうするためにイチロー選手が見せた涙ぐましいまでの気配り、このパーティに快く協力した周囲の日本人達、選手達だけではなく、Los Angelesにいた全ての日本人が気持ちを1つにしていく、そして日の丸を背負う重み、外国で働く人達の日本に対する熱い思い...

一期一会の出会いでしたが、全てが心に響き、素直に感動しました。(伊藤)

## AFFPRI report

平成18年4月15日 No.66

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 9階

TEL 03-3568-2107

FAX 03-3568-2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>